

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和4年(2022年)9月1日
北海道十勝総合振興局保健環境部社会福祉課
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

1 趣旨

株式会社アスライトが開設している指定障害福祉サービス事業者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者の概要

(1) 開設者

株式会社アスライト 代表取締役 阿部 寿俊（帯広市西18条北1丁目11-8）

(2) 対象事業所

事業所名	事業の種類	指定年月日	所在地
グループホームアミカル	共同生活援助	令和2年(2020年)6月25日	帯広市西6条北1丁目13-1

○ サービス内容(参考)

- ・共同生活援助 ～ 障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定の効力の一部停止

(新規受入停止6か月、介護給付費等の請求の上限を1か月間7割)

4 指定の効力の一部停止期間

令和4年(2022年)9月1日から令和5年(2023年)2月28日まで

事業の種類	根拠法令
共同生活援助	障害者総合支援法第50条第1項第5号

5 処分の原因となる事実

監査の結果、令和3年(2021年)1月から3月まで、共同生活援助サービス費の算定に必要な世話人の配置がされていないことを把握しながら、実際に勤務していなかった職員を配置するとして勤務表を虚偽作成し、介護給付費等約686千円を不正に請求していたことが確認された。